

広島県告示第四百三十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定によつて、広島圏都市計画臨港地区（大竹港臨港地区）内における分区を次のとおり指定する。

その関係図書は、広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室及び広島県広島地域事務所建設局廿日市支局管理課において縦覧に供する。

平成十九年四月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

分区の種類	区 域	面 積 (ヘクタール)
商 港 区	大竹市晴海町二丁目、同市小方一丁目、同市御幸町及び同市東栄町三丁目のそれぞれの一部	八・六
保 安 港 区	大竹市東栄町三丁目の一部	二・四
修景厚生港区	大竹市晴海町二丁目及び同市東栄町三丁目のそれぞれの一部	一八・六